

予防接種や各種検査など、本学の感染対策に関するよくあるご質問についてお答えします。

<抗体検査の意義と必要性について>

Q. なぜ入学時に抗体価検査が必要なのでしょう？

A. 本学では、入学後まもなく病院見学や早期体験実習を行う学科があります。実習先の中には、抗体価検査の提出を求められる施設があります。

Q. 過去に抗体価検査をしています、再度検査を行う必要がありますか？

A. 今回指定されている検査方法で大学入学予定日から遡って過去 1 年以内に検査し、その検査日、抗体価測定結果が証明できる場合は、再度検査を行う必要はありません。検査を実施した医療機関に過去の検査結果を証明できる書類を持参し、転記・証明を依頼してください。

Q. 以前ワクチンを接種していますが抗体価検査を行う必要がありますか？

A. 1 年以内の抗体価の測定結果が証明できなければ、抗体価検査を行う必要があります。

<抗体検査の方法について>

Q. B 型肝炎の検査を行いたいのですが、抗原検査と抗体検査どちらを検査すればよいですか？

A. HBs 抗原検査と HBs 抗体検査の両方を行ってください。

Q. 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの抗体価検査について「EIA 法」で検査を受けるようにと記載がありますが、他の検査方法で行っても問題ないでしょうか。

A. より信頼性の高い検査方法である EIA 法での検査をお願いします。EIA 法が選択できない場合は、他の病院にて検査を実施してください。

Q. 最寄りの医療機関で、指定されている抗体検査の一部が検査できないといわれました。

A. 他の病院をお探しいただくか、本学関連病院での検査をお願いします。

<予防接種について>

Q. 以前ワクチンを接種していますが、抗体価の結果でまた接種を行う必要がありますか？

A. 幼少期（1 歳以上）で 2 回以上のワクチン接種をしていれば、接種の必要はありません。1 回接種や接種歴が不明の場合は、抗体価の結果で接種が必要です。

Q. 幼少期に罹患していますが、改めてワクチン接種または抗体価検査は必要ですか？

A. 罹患歴よりも過去のワクチン接種歴が優先されます。幼少期（1 歳以上）に 2 回の接種を母子手帳などで確認することができる場合、追加接種は不要です。罹患歴のみの場合は、抗体価検査の結果をもって接種の必要性を判断します。

Q. 何回ワクチンを接種する必要がありますか？

A. 母子手帳、予防接種歴確認する必要があります。入学後に各キャンパスより指示をいたします。

Q. いつまでにワクチン接種を行う必要がありますか？

A. 学科によって異なりますので、入学後各キャンパスにより指示をいたします。

Q. 体質等によりワクチン接種を受けられない場合はどうしたらよいでしょうか？

A. かかりつけの医療機関で、ワクチン接種ができない理由について診断書作成してもらい、「感染管理健康調査票」とともに提出してください。

<書類提出について>

Q. 抗体価検査の結果は、入学前に送る必要がありますか。

A. 各キャンパスで提出期限や提出方法が異なります。詳細は、3 月中旬発送の「入学式関連日程のご案内」をご確認ください。

Q. 「母子手帳・予防接種記録のコピー貼付用紙」はいつ提出すればよいですか？

A. 各キャンパスで提出期限や提出方法が異なります。詳細は、3 月中旬発送の「入学式関連日程のご案内」

内」をご確認ください。

Q. 「大学通学が可能であるか確認できる診断書」とはどのようなものでしょうか。

A. HBs 抗原陽性または結核検査陽性と判明した際、通学に支障をきたすような病状でないことを証明して頂くものです。検査を受けた医療機関で作成して頂いてください。

Q. 「感染管理健康調査票」は、どのような場合に必要ですか？

A. 本学の関連施設以外で抗体検査を受けた場合、「感染管理健康調査票」に抗体価検査を転載して頂いてください。

本学の関連施設で抗体検査を受けた場合、「検査結果票」のみの提出すればよく、「感染管理健康調査票」の提出は不要です。